**定年再雇用規程**

（目的）

第１条　この規程は、定年により会社を退職する社員の再雇用に関する取扱いについて定める。

（再雇用の対象者）

第２条　会社は、定年により会社を退職する社員であって再雇用を希望する者（以下「再雇用希望者」という。）のうち、就業規則第１６条（退職、定年に関するものを除く）または第１９条（解雇）に該当する事由のない者について、満６５歳を限度に１年間の有期労働契約によってこれを再雇用する。

（身分）

第３条　再雇用された者（以下「再雇用者」という。）の身分は、嘱託とする。

（再雇用の希望の聴取等）

第４条　会社は、定年退職日の６ヶ月前までの間に、再雇用の希望の有無を聴取する。

（再雇用申請手続）

第５条　再雇用希望者は、定年退職日の３ヶ月前までに、所属長経由で申請書類を総務部へ提出する。

２．総務部は、申請書類を受領した後、再雇用の可否を定年退職の２ヶ月前までに所属長経由で再雇用希望者へ通知する。

３．前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から定年退職日までの間に再雇用希望者が就業規則第１６条（退職、定年に関するものを除く）または第１９条（解雇）の事由に該当するものと会社が認めた場合、会社は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができるものとする。

４．前項に基づき再雇用希望者を再雇用しないこととした場合、総務部は速やかにその旨を所属長経由で当該再雇用希望者へ通知する。

（雇用契約の更新）

第６条　再雇用者が契約の更新を希望する場合は、就業規則第１６条（退職、定年に関するものを除く）または第１９条（解雇）に該当する事由のない者について、第２条に定める上限年齢に達するまでの間、雇用契約を１年間更新するものとする。

２．前項の契約更新の可否は、契約の終期の１ヶ月前までに再雇用者に通知する。

３．次の各号に該当する事由がある場合には、再雇用者の契約を更新しないことがある。

（１）事業の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ないとき

（２）再雇用者の従事する業務が終了もしくは中止となったとき

（７０歳までの継続雇用）

第７条　第２条に基づく満６５歳までの再雇用を満了した者について、会社が特に必要と認めた場合に限り継続雇用することがある。

２．前項による継続雇用は１年間の有期労働契約によるものとし、契約を更新する場合であっても満７０歳を限度とする。

（就業時間・休日）

第８条　再雇用者の１日の勤務時間および１週の休日数は、業務上の必要性と本人の希望を勘案して会社が決定する。

（年次有給休暇）

第９条　年次有給休暇の付与における勤続年数の算定は、社員として採用したときより通算する。

２．４月1日から翌年３月３１日までを休暇年度として、前年度の所定労働日数の８割以上出勤した者に対して４月１日に一斉付与するものとし、労働基準法の定めに基づいた日数を付与する。

（休職）

第１０条　再雇用者に適用する休職は、パートタイム社員就業規則における休職の規定を準用する。

（給与）

第１１条　再雇用者の給与は、次の事項を総合的に勘案して決定する。

（１）業務の内容

（２）１ヶ月の勤務時間数

２．再雇用者の基本給の更改（昇給等）は、会社の業績および本人の技能、勤務成績等を考慮するものとし、更改する場合には原則として契約更新時に行う。

（賞与）

第１２条　再雇用者の賞与は、個別に取り決めることとする。

（退職金）

第１３条　再雇用者が退職した場合、退職金は支給しない。

（その他の就業条件）

第１４条　再雇用者のその他の就業条件は、社員就業規則に準ずる。

附　　則

（施行日）

本規程は○○○○年○○月○○日より施行する。